

第39号

2022.12.27 発行

公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国语大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>
Twitter 公式アカウント @nnvs_org

■卷頭言…… フォーラム2022によせて	1
■特集…… フォーラム2022&令和4年度秋期全国研修会	2~11
フォーラム2022報告	2
基調講演「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」	2~3
被害者の声「過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～」	4~5
パネルディスカッション「誰もが支援につながるために必要なこと」	6~7
表彰式	8~9
秋期全国研修会(全体会)	10
秋期全国研修会(分科会)	10
■お知らせ・編集後記	12

卷頭言

フォーラム2022によせて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
副理事長 ● 三輪 佳久

第1 はじめに——更に更に異例づくしのフォーラム
今までコロナ流行の下で、異例づくしのフォーラムが連続して開催されてきました。今年こそは会場に多くの犯罪被害者支援活動に理解ある団体の方々をお招きし、皆様で犯罪被害者支援について考え、理解する場を提供できるかと期待しておりましたが、残念ながら、コロナ流行のしぶとさに押し切られ、結局、対面とウェブ方式でのフォーラムとなり、会場(イノホール)も、例年の満員に近い状況からはほど遠く、座席指定となりました。

第2 第1部

- 1 基調講演「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」
 - (1) 最初に行なわれた基調講演は、犯罪被害者支援活動に携わっておられる弁護士で、数々の犯罪被害者支援事件を担当し、法務省の「性犯罪に関する刑法事法検討会」の委員をされている上谷さくら弁護士による「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」という内容で行なわれました。
 - (2) まず最初に、性犯罪に関する刑法の規定(そもそも明治40年に公布されたものが現行刑法のルーツです)について、最近改定されたものを具体的に、刑の下限の引上げ、非親告罪について、規定が性犯罪被害者にとってきびしいものであったのかを、例えば性犯罪は執行猶予判決がほとんどであった当時の法曹関係者、当職を含めた者達の考え方方がいかに遅れたものかが痛感されました。
そして残された問題点として、現在法制審議会に諮問されている「暴行・脅迫要件の検討」「性行為同意年齢の引上げ」「公訴時効の見直し」についても言及されました。さらに諮問されなかった争点についても説明されました。
 - (3) このように、性犯罪に関する刑法の規定が大き

く転換している現状について、臨場感あふれる説明をされました。

最後に、性犯罪被害者支援に携わっている当事者の立場から、性犯罪被害者への根強い「強姦神話」等の偏見、犯罪被害者支援センターや性犯罪被害者支援弁護士の存在が知られていないことによる弊害とその克服について話され、それは社会意識の覚醒と犯罪被害者支援センター、私達に対するメッセージがありました。

第3 第2部

- 1 被害者の声「過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～」
この講演には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜りました。
 - (1) 登壇された被害者の方は、幼少時に性暴力被害を受け、その後の性犯罪被害者としての壮絶な日々について、「心を閉ざした日々」「とても苦しくて死にたかった頃」「被害から10年後の身体の悲鳴」として、想像を絶する苛酷な被害回復のための闘いを赤裸々に話されました。

会場の皆様からも、このような内容を話される勇気に感動した等の多くの感想が寄せられました。

- (2) そして、その後の回復への道のりとして「回復の小さなきっかけ」「話してくれてありがとう」「子どもの成長とともに人間に戻れた私」「被害者らしさを超えて」そして「最後に…被害から42年経った今、感じていること」と、理解ある夫と出会い、子供をさすり、その成長とともに歩んでいると述べられました。

最後に犯罪被害者支援活動にエールを送って頂き、講演者のこれからへの目標「被害者も加害者も傍観者も生まない社会になることを願い、当事者の声を届ける講演活動を全国に広げる」と述べられ、感謝と感動の1時間でした。

2 パネルディスカッション

「誰もが支援につながるために必要なこと」

(1) 第1部の上谷弁護士の講演で刑法の性犯罪規定の改正が述べられましたが、全国の犯罪被害者支援センターでの相談業務で扱われる内容の5割以上が性犯罪関連という現在の状況です。そして、性犯罪被害者支援等を掲げる第4次犯罪被害者等基本計画がスタートしましたが、日本の47都道府県にくまなく存在している犯罪被害者支援活動を行なっている犯罪被害者支援センターや、性犯罪の相談電話の警察庁の「ハートさん」等の公的な相談体制が充実している現在の状況です。それにもかかわらず、子供から若年層の性犯罪、性暴力被害者が「相談をしなかった」「相談できなかった」「相談窓口を知っているが、アクションをおこせなかつた」という人達が多いという現状から、

1. 「どうすれば支援につながるのか」
2. 「子供の年齢別の性犯罪・性暴力被害の特徴、その支援として求められるもの」

という2つのテーマを設定し、3人のパネリストによる1時間以上に及ぶ、熱いディスカッションとなりました。

(2) 3人のパネリストが話された内容は、実際の調査結果や犯罪被害者支援の場を通しての話で、迫力あるその内容は、最新の情報に基づく具体的なものでした。

若者に、SNSがいかに浸透しているか等の説明、例えば、性暴力被害の状況について、声に出して話すのは負担が大きいので、文字打ってコミュニケーションできるSNS相談に利用しやすさがある等に、参加者は刺激と驚きを受けていたようでした。

そして、そのSNSが性被害の入口になっていて、SNSに関する被害の多様さ、自画撮り画像の送信やいわゆる「パパ活」等の被害の潜在化・多さ、さらにそれらに対応する相談や支援につながらない問題、という本企画のテーマについて色々と議論されました。

論されました。

紙媒体に慣れ親しんだ「オジサン、オバサン」達は、ツールとしてのSNSは必要不可欠であることは認識できても、具体的にSNSを理解し操作し相談業務に役立てることには、ハードルがかなり高く、犯罪被害者支援センターで、SNSの相談に対応して、それを受けける準備、相談体制の整備ができる犯罪被害者支援センターは、おそらく少数と思われ、相談体制の整備が今後の被害者支援センターの課題と認識することができたのではないでしょうか。

(3) また、小学生以下の子供の性被害では、自らつながる手段を持たない子供への支援には、保護者が要になるので、保護者のサポートが大切だという指摘がありました。

さらに、子供への性犯罪の広がりの原因として、インターネット以前は、行動範囲に沿って加害者が現れたので、小学校までは、行動範囲が限られていたのが、インターネットが広がってからは、年齢は全く関係なくなってしまって、若年層の被害者増加が懸念されるという指摘もありました。

(4) パネリストが問題提起した、SNS相談とこれらの支援活動のあり方について、私達は、それはこれまでの課題であり、支援の方法も時代によって変えていく必要があり、相談を受ける例や相談体制の準備と整備が必要なことがよくわかったという感想が寄せられていました。

以上の通り、1時間15分という時間があつという間にたってしまったという、大変熱い充実したパネルディスカッションでした。

最後になりましたが、本フォーラムに参加された皆様及びウェブ方式で視聴された方々が、本フォーラムから犯罪被害者支援の重要性、必要性を再認識され、これから犯罪被害者支援活動が一層充実されることを衷心より願っております。

参加者の皆様どうもありがとうございました。